

原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況

令和 4 年 7 月 6 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況について報告するものである。

2. 申請状況及び設置変更許可等の処分の状況

- (1) 本体施設の設置変更許可申請等は、これまでに 16 発電所 27 プラントについて申請されており、これらの申請状況及び設置変更許可等の処分の状況は別紙 1 のとおり。
- (2) 特定重大事故等対処施設の設置変更許可申請等は、これまでに 12 発電所 19 プラントについて申請されており、これらの申請状況及び設置変更許可等の処分の状況は別紙 2 のとおり。
- (3) 所内常設直流電源設備（3 系統目）の設置変更許可申請等は、これまでに 11 発電所 18 プラントについて申請されており、これらの申請状況及び設置変更許可等の処分の状況は別紙 3 のとおり。

3. 審査進捗状況表

- (1) 本体施設の設置変更許可申請に関する審査進捗状況表は別冊 1 のとおり。
- (2) 特定重大事故等対処施設の設置変更許可申請に関する審査進捗状況表は別冊 2 のとおり。

以上

新規制基準適合性に係る申請及び処分の状況

令和 4 年 7 月 5 日現在

申請者	対象発電炉(号炉)	炉型	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		(参考) 使用前確認終了日 (使用前検査合格日)
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日	
北海道電力	泊発電所 (1・2号炉)	PWR	平成 25 年 7 月 8 日		平成 25 年 7 月 8 日		平成 25 年 7 月 8 日		
北海道電力	泊発電所 (3号炉)	PWR	平成 25 年 7 月 8 日		平成 25 年 7 月 8 日		平成 25 年 7 月 8 日		
関西電力	大飯発電所 (3・4号炉)	PWR	平成 25 年 7 月 8 日	平成 29 年 5 月 24 日	平成 25 年 7 月 8 日	平成 29 年 8 月 25 日	平成 25 年 7 月 8 日	平成 29 年 9 月 1 日	3号炉： 平成 30 年 4 月 10 日 4号炉： 平成 30 年 6 月 5 日
関西電力	高浜発電所 (3・4号炉)	PWR	平成 25 年 7 月 8 日	平成 27 年 2 月 12 日	平成 25 年 7 月 8 日	3号炉： 平成 27 年 8 月 4 日 4号炉： 平成 27 年 10 月 9 日	平成 25 年 7 月 8 日	平成 27 年 10 月 9 日	3号炉： 平成 28 年 2 月 26 日 4号炉： 平成 29 年 6 月 16 日
四国電力	伊方発電所 (3号炉)	PWR	平成 25 年 7 月 8 日	平成 27 年 7 月 15 日	平成 25 年 7 月 8 日	平成 28 年 3 月 23 日	平成 25 年 7 月 8 日	平成 28 年 4 月 19 日	平成 28 年 9 月 7 日
九州電力	川内原子力発電所 (1・2号炉)	PWR	平成 25 年 7 月 8 日	平成 26 年 9 月 10 日	平成 25 年 7 月 8 日	1号炉： 平成 27 年 3 月 18 日 2号炉： 平成 27 年 5 月 22 日	平成 25 年 7 月 8 日	平成 27 年 5 月 27 日	1号炉 平成 27 年 9 月 10 日 2号炉： 平成 27 年 11 月 17 日
九州電力	玄海原子力発電所 (3・4号炉)	PWR	平成 25 年 7 月 12 日	平成 29 年 1 月 18 日	平成 25 年 7 月 12 日	3号炉： 平成 29 年 8 月 25 日 4号炉： 平成 29 年 9 月 14 日	平成 25 年 7 月 12 日	平成 29 年 9 月 14 日	3号炉： 平成 30 年 5 月 16 日 4号炉： 平成 30 年 7 月 19 日
東京電力	柏崎刈羽原子力発電所 (6・7号炉)	BWR	平成 25 年 9 月 27 日	平成 29 年 12 月 27 日	平成 25 年 9 月 27 日	7号炉 ^{※1} ： 令和 2 年 10 月 14 日	7号炉 ^{※1} ： 平成 25 年 9 月 27 日	7号炉 ^{※1} ： 令和 2 年 10 月 30 日	
中国電力	島根原子力発電所 (2号炉)	BWR	平成 25 年 12 月 25 日	令和 3 年 9 月 15 日	平成 25 年 12 月 25 日		平成 25 年 12 月 25 日		
東北電力	女川原子力発電所 (2号炉)	BWR	平成 25 年 12 月 27 日	令和 2 年 2 月 26 日	平成 25 年 12 月 27 日	令和 3 年 12 月 23 日	平成 25 年 12 月 27 日		
中部電力	浜岡原子力発電所 (4号炉)	BWR	平成 26 年 2 月 14 日 平成 27 年 1 月 26 日 ^{※2}		平成 26 年 2 月 14 日		平成 26 年 2 月 14 日		
日本原子力発電	東海第二発電所 ^{※3}	BWR	平成 26 年 5 月 20 日	平成 30 年 9 月 26 日	平成 26 年 5 月 20 日	平成 30 年 10 月 18 日	平成 26 年 5 月 20 日		
東北電力	東通原子力発電所 (1号炉)	BWR	平成 26 年 6 月 10 日		平成 26 年 6 月 10 日		平成 26 年 6 月 10 日		

申請者	対象発電炉（号炉）	炉型	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		（参考） 使用前確認終了日 （使用前検査合格日）
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日	
北陸電力	志賀原子力発電所 （2号炉）	BWR	平成26年8月12日		平成26年8月12日		平成26年8月12日		
電源開発	大間原子力発電所	BWR	平成26年12月16日		平成26年12月16日				
関西電力	美浜発電所 （3号炉）※4	PWR	平成27年3月17日	平成28年10月5日	平成27年11月26日	平成28年10月26日	平成27年3月17日	令和2年2月27日	令和3年7月27日
関西電力	高浜発電所 （1・2号炉）※5	PWR	平成27年3月17日	平成28年4月20日	平成27年7月3日	平成28年6月10日	令和元年7月31日	令和3年2月15日	
中部電力	浜岡原子力発電所（3号炉）	BWR	平成27年6月16日						
日本原子力発電	敦賀発電所 （2号炉）	PWR	平成27年11月5日				平成27年11月5日		
中国電力	島根原子力発電所 （3号炉）	BWR	平成30年8月10日						

※1 6号炉については、設計及び工事の計画は設置変更許可を踏まえた補正がなされておらず、保安規定は変更申請がなされていない。

※2 平成26年2月14日付けで申請された発電用原子炉設置変更許可申請書について、使用済燃料乾式貯蔵施設を追加するため、平成27年1月26日付けで取下げ及び再申請がなされた。

※3 平成29年11月24日付けで申請された運転期間延長認可申請について、平成30年11月7日に認可した。

※4 平成27年11月26日付けで申請された運転期間延長認可申請について、平成28年11月16日に認可した。

※5 平成27年4月30日付けで申請された運転期間延長認可申請について、平成28年6月20日に認可した。

灰色：処分済

赤字：前回（令和4年4月6日）の報告時からの変更点

特定重大事故等対処施設に係る申請及び処分の状況

令和 4 年 7 月 5 日現在

申請者	対象発電炉 (号炉)	経過措置期間の 満了日	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		(参考) 使用前確認終了日 (使用前検査合格日)
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日	
東京電力	柏崎刈羽 原子力発電所 (6・7号炉) ※1	7号炉： 令和 7 年 10 月 13 日	平成 26 年 12 月 15 日						
電源開発	大間 原子力発電所		平成 26 年 12 月 16 日						
関西電力	高浜発電所 (3・4号炉)	3号炉： 令和 2 年 8 月 3 日 4号炉： 令和 2 年 10 月 8 日	平成 26 年 12 月 25 日	平成 28 年 9 月 21 日	平成 29 年 4 月 26 日	令和元年 8 月 7 日	令和 2 年 4 月 17 日	令和 2 年 10 月 7 日	3号炉： 令和 2 年 12 月 11 日 4号炉： 令和 3 年 3 月 25 日
九州電力	川内 原子力発電所 (1・2号炉)	1号炉： 令和 2 年 3 月 17 日 2号炉： 令和 2 年 5 月 21 日	平成 27 年 12 月 17 日	平成 29 年 4 月 5 日	1号炉： (第 1 回) 平成 29 年 5 月 24 日 (第 2 回) 平成 29 年 8 月 8 日 (第 3 回) 平成 30 年 3 月 9 日 2号炉： (第 1 回) 平成 29 年 7 月 10 日 (第 2 回) 平成 29 年 8 月 8 日 (第 3 回) 平成 30 年 3 月 9 日	1号炉： (第 1 回) 平成 30 年 5 月 15 日 (第 2 回) 平成 30 年 7 月 26 日 (第 3 回) 平成 31 年 2 月 18 日 2号炉： (第 1 回) 平成 30 年 8 月 10 日 (第 2 回) 平成 30 年 8 月 31 日 (第 3 回) 平成 31 年 4 月 12 日	令和元年 8 月 2 日	令和 2 年 3 月 25 日	1号炉： 令和 2 年 11 月 11 日 2号炉： 令和 2 年 12 月 16 日
北海道電力	泊発電所 (3号炉)		平成 27 年 12 月 18 日						
四国電力	伊方発電所 (3号炉)	令和 3 年 3 月 22 日	平成 28 年 1 月 14 日	平成 29 年 10 月 4 日	(第 1 回) 平成 29 年 12 月 7 日 (第 2 回) 平成 30 年 3 月 16 日 (第 3 回) 平成 30 年 5 月 11 日 (第 4 回) 平成 30 年 8 月 13 日 (第 5 回) 令和元年 7 月 11 日	(第 1 回) 平成 31 年 3 月 25 日 (第 2 回) 令和元年 12 月 24 日 (第 3 回) 令和 2 年 3 月 27 日 (第 4 回) 令和元年 10 月 10 日 (第 5 回) 令和 2 年 3 月 27 日	令和 2 年 11 月 27 日	令和 3 年 4 月 28 日	令和 3 年 10 月 5 日
中国電力	島根 原子力発電所 (2号炉)		平成 28 年 7 月 4 日 ※2						
関西電力	高浜発電所 (1・2号炉)	令和 3 年 6 月 9 日	平成 28 年 12 月 22 日	平成 30 年 3 月 7 日	(第 1 回) 平成 30 年 3 月 8 日 (第 2 回) 平成 30 年 11 月 16 日 (第 3 回) 平成 31 年 3 月 15 日 (第 4 回) 令和元年 5 月 31 日	(第 1 回) 平成 31 年 4 月 25 日 (第 2 回) 令和元年 9 月 13 日 (第 3 回) 令和元年 10 月 24 日 (第 4 回) 令和 2 年 2 月 20 日	令和 4 年 5 月 23 日		

申請者	対象発電炉 (号炉)	経過措置期間の 満了日	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		(参考) 使用前確認終了日 (使用前検査合格日)
			申請日	処分日	申請日		申請日	処分日	
九州電力	玄海原子力発電所 (3・4号炉)	3号炉： 令和4年8月24日 4号炉： 令和4年9月13日	平成29年12月20日	平成31年4月3日	3号炉： (第1回)令和元年5月16日 (第2回)令和元年9月19日 (第3回)令和2年1月17日 4号炉： (第1回)令和元年6月18日 (第2回)令和元年9月19日 (第3回)令和2年1月17日	3号炉： (第1回)令和元年11月28日 (第2回)令和2年3月4日 (第3回)令和2年8月26日 4号炉： (第1回)令和元年11月28日 (第2回)令和2年3月4日 (第3回)令和2年8月26日	令和3年8月10日	令和4年3月24日	
関西電力	美浜発電所 (3号炉)	令和3年10月25日	平成30年4月20日	令和2年7月8日	令和2年7月10日	令和3年4月6日	令和3年9月17日	令和4年3月25日	
関西電力	大飯発電所 (3・4号炉)	令和4年8月24日	平成31年3月8日	令和2年2月26日	(第1回)令和2年3月6日 (第2回)令和2年8月26日	(第1回)令和2年12月22日 (第2回)令和3年8月24日	令和3年9月17日	令和4年3月24日	
日本原子力発電	東海第二発電所	令和5年10月17日	令和元年9月24日	令和3年12月22日	(第1回)令和4年2月28日 ^{※3} (第2回)令和4年4月28日 ^{※3}				
東北電力	女川原子力発電所 (2号炉)	令和8年12月22日	令和4年1月6日						

- ※1 令和元年10月24日付けの補正で、1号炉に係る申請が取り下げられた。
 ※2 令和4年2月28日に、本体施設に関する設置変更許可を踏まえた補正が提出された。
 ※3 新規制基準適合に係る設計及び工事の計画の変更認可申請として提出された。

灰色：処分済

赤字：前回（令和4年4月6日）の報告時からの変更点

所内常設直流電源設備（3系統目）に係る申請及び処分の状況

令和4年7月5日現在

申請者	対象発電炉 (号炉)	経過措置期間の 満了日	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		(参考) 使用前確認終了日 (使用前検査合格日)
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日	
電源開発	大間原子力発電所		平成26年12月16日						
北海道電力	泊発電所 (3号炉)		平成27年12月18日						
九州電力	川内原子力発電所 (1・2号炉)	1号炉： 令和2年3月17日 2号炉： 令和2年5月21日	平成28年3月25日	平成29年2月8日	平成29年7月10日	平成30年1月29日	令和元年11月22日	令和2年3月30日	1号炉： 令和2年10月9日 2号炉： 令和2年11月18日
中国電力	島根 原子力発電所 (2号炉)		平成28年7月4日						
関西電力	高浜発電所 (3・4号炉)	3号炉： 令和2年8月3日 4号炉： 令和2年10月8日	平成29年3月17日	平成29年6月28日	令和元年8月22日	令和2年3月5日	令和2年4月17日	令和2年10月7日	3号炉： 令和2年12月11日 4号炉： 令和3年3月25日
四国電力	伊方発電所 (3号炉)	令和3年3月22日	平成29年11月15日	平成30年6月27日	平成31年2月27日	令和2年8月6日	令和2年11月27日	令和3年4月28日	令和3年10月5日
関西電力	高浜発電所 (1・2号炉)	令和3年6月9日	平成30年2月5日 令和元年6月14日 ^{*1}	令和元年9月25日	令和2年7月17日	令和2年11月13日	令和4年5月23日		
関西電力	美浜発電所 (3号炉)	令和3年10月25日	平成30年4月20日	令和2年7月8日	令和3年4月23日	令和3年11月17日	令和3年9月17日	令和4年3月25日	
関西電力	大飯発電所 (3・4号炉)	令和4年8月24日	平成31年3月8日	令和2年2月26日	令和3年4月23日	3号炉： 令和3年12月2日 4号炉： 令和3年12月3日	令和3年9月17日	令和4年3月24日	
九州電力	玄海原子力発電所 (3・4号炉)	3号炉： 令和4年8月24日 4号炉： 令和4年9月13日	平成31年3月28日	令和元年12月25日	令和2年3月24日	令和2年11月13日	令和3年8月10日	令和4年3月24日	
日本原子力発電	東海第二発電所	令和5年10月17日	令和元年9月24日	令和3年12月22日					

申請者	対象発電炉 (号炉)	経過措置期間の 満了日	設置変更許可		設計及び工事の計画の認可		保安規定変更認可		(参考) 使用前確認終了日 (使用前検査合格日)
			申請日	処分日	申請日	処分日	申請日	処分日	
東京電力	柏崎刈羽 原子力発電所 (6, 7号炉)	7号炉: 令和7年10月13日	令和3年11月12日						

※1 平成30年2月5日付けで申請された発電用原子炉設置変更許可申請について、令和元年6月14日付けの補正において所内常設直流電源設備(3系統目)に係る内容が取り下げられ、同日付で再申請がなされた。

灰色：処分済

赤字：前回(令和4年4月6日)の報告時からの変更点

審査進捗状況表
(本体施設)

・ 北海道電力(株)泊発電所 3号炉	・ ・ ・ 9
・ 中部電力(株)浜岡原子力発電所 4号炉	・ ・ ・ 11
・ 東北電力(株)東通原子力発電所 1号炉	・ ・ ・ 13
・ 北陸電力(株)志賀原子力発電所 2号炉	・ ・ ・ 15
・ 電源開発(株)大間原子力発電所	・ ・ ・ 17
・ 中部電力(株)浜岡原子力発電所 3号炉	・ ・ ・ 19
・ 日本原子力発電(株)敦賀発電所 2号炉	・ ・ ・ 21
・ 中国電力(株)島根原子力発電所 3号炉	・ ・ ・ 23

※1 申請順に記載

※2 北海道電力(株)泊発電所 1 / 2号炉については、前回（令和4年4月6日第1回原子力規制委員会）報告時から変更等がないため、省略する。

審査進捗状況表

北海道電力(株)泊発電所3号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和4年7月5日時点】

審査項目	ステイタス ^{※1}	直近の審査会合	現時点における主な論点	
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	④	2021/7/2	
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2017/7/28	
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2015/12/25	
	震源を特定して策定する地震動	④	2021/10/22	
	震源を特定せず策定する地震動	③	2022/5/13	●令和4年1月14日の審査会合において、事業者から、標準応答スペクトルを考慮した地震動評価に用いるために新たに設定した地下構造モデルについて説明を受けた。これに対し、大深度ボーリング調査や多くの地震観測記録の取得等の新しい地下構造モデルを設定するための十分な調査や分析が行われていないことから妥当性があるとは言えず、また、地下構造モデルを変更するのであれば、概ね審査済みとなった「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」についても再度審議する必要があるため、その対応方針について説明を求めた。 ●令和4年5月13日の審査会合において、事業者から、地下構造モデルを変更せず地震動評価を行う旨の説明があった。標準応答スペクトルに適合する模擬地震波の観測記録の位相を用いたものについては、考慮すべき観測記録の有無の説明が不明確であるため、再整理を行うよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	基準地震動	②	2016/2/5	●標準応答スペクトルに基づく地震動評価の検討後に、これらを踏まえた基準地震動の策定について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	地盤・斜面の安定性	①	-	
	耐震設計方針	②	2022/6/23	●令和4年6月23日の審査会合において、事業者から、設計地下水位の設定方針について説明を聴取した。今後、同水位の設定方針を踏まえた液状化影響の検討方針の妥当性を確認していく。 ●耐震重要施設等が設置された敷地に分布する埋立土について、地盤の液状化、揺すり込み沈下の評価及びそれらによる耐震重要施設への影響について確認していく。なお、論点については、説明聴取を一部行った段階で判明しているもののみであり、今後さらに説明聴取を行い、論点の抽出をしていく必要がある。
津波(第5条)	地震による津波	③	2022/7/1	●令和4年5月27日の審査会合において、事業者から、日本海東縁部に想定される地震による津波に関し、想定波源域及び波源位置の網羅性並びに水位低下時間に着目したパラメータスタディを含めて、自主設備とする防波堤の損傷を考慮した場合の津波評価結果について説明を受け、おおむね妥当な回答がなされたと評価した。 ●令和4年7月1日の審査会合において、事業者から、地震に伴う津波と地震以外の要因による津波との組合せの方針等を含めて、基準津波策定までの検討内容及び工程について説明を受けた。また、積丹半島北西沖の断層を含めて海域の活断層に伴う津波については、簡易予測式から日本海東縁部に想定される地震による津波と比較して推定津波高が有意に小さいことから、地震以外の要因による津波と組み合わせる波源を日本海東縁部に想定される地震による津波として検討を進める方針については確認した。今後、防潮堤の設計変更に伴う地形モデル及び評価項目の変更を反映した地震に伴う津波評価の全体について、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	地震以外による津波	④	2015/8/21	
	基準津波	②	2016/2/5	●日本海東縁部及び積丹半島北西沖の断層による地震の津波の評価後に、これらを踏まえた基準津波の策定について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	耐津波設計方針	②	2022/3/31	●これまでに判明していた防潮堤の構造成立性に係る埋立土の液状化、揺すり込み沈下の影響等の論点に関しては、令和3年9月30日の審査会合において、事業者から、防潮堤を直接岩盤に支持させる構造へ変更すること及び防潮堤の設計の考え方について説明がなされた。また、その際に指摘した防潮堤の構造に関して、令和4年3月31日の審査会合において、1・2号炉取水路及び放水路横断部の鋼製壁部等をセメント改良土に設計変更することについて説明がなされた。さらに、令和4年3月31日の審査会合において、既存の防潮堤については、残置することによる影響を定量的に評価することが困難なことから、撤去するとの方針が示された。なお、これまでの審査会合で指摘した、防潮堤の平面線形形状が変わる可能性がないことについては、引き続き事業者に対して説明を求め、確認していく。 ●今後、設計変更後の防潮堤の設計方針、構造・仕様及び構造成立性について改めて確認していく。なお、論点については、説明聴取を一部行った段階で判明しているもののみであり、今後さらに説明聴取を行い、論点を抽出していく必要がある。 ●また、令和3年8月26日の審査会合において事業者が示したプラント側の説明スケジュールについて、令和4年3月31日の審査会合において、基準地震動及び基準津波側の審査の進捗状況を踏まえ、耐津波設計方針の説明開始時期を令和4年4月から令和5年3月に変更するとの説明があった。
竜巻(第6条)	④	2016/9/6	●耐津波設計方針の審査状況等を踏まえつつ、令和3年10月1日に提出されたまとめ資料を順次確認していく。	
火山事象 (第6条)	火山事象	②	2021/10/14	●原子力発電所の火山影響評価ガイドの改正を踏まえた火山活動の可能性評価、洞爺カルデラ、ニセコ・雷電火山群等についての実効性のあるモニタリング手法について説明を求めている。令和3年10月14日の審査会合において、事業者は火山影響評価のうち主に立地評価に関する内容について説明を行った。これに対して、最新の知見も踏まえた各火山の活動履歴を網羅的に整理した上で、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出を行うとともに、巨大噴火の可能性評価においては、先行する他サイトの審査知見を反映し、マグマ溜まり等の地下構造に係る検討として重力異常や比抵抗等の物理探査による評価も実施するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●降下火砕物の層厚評価について、その根拠としている給源不明の火山灰層が、事業者の実施した敷地内断層の活動性評価に係る追加調査の結果、敷地内で見つからなかった。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	火山事象に対する設計方針	④	2014/1/28	
外部火災(第6条)	④	2014/3/4		
その他自然現象と人為事象(第6条)	④	2014/3/4		
不法な侵入(第7条)	④	- ^{※2}		
内部火災(第8条)	④	2014/3/4		
内部溢水(第9条)	④	2014/2/18		
誤操作の防止(第10条)	④	2014/2/18		
安全避難通路(第11条)	④	2013/11/19		
安全施設(第12条)	④	2014/9/2		
全交流電源喪失(第14条)	④	2014/1/28		
SFP(第16条、23条)	④	2014/2/4		
RCPB(第17条)	④	2013/9/12		
安全保護回路(第24条)	④	2013/11/19		
原子炉制御室(第26条)	④	2014/1/28		
監視設備(第31条)	④	2014/1/28		
保安電源(第33条)	④	2013/10/8		
緊急時対策所(第34条)	④	2016/9/6		
通信連絡設備(第35条)	④	2013/9/12		

※1 ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

※2 他の審査項目の審査の中で併せて審査

(注1) チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2) 設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3) 今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4) ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目		ステイタス ^{※1}	直近の審査会合	現時点における主な論点	
有効性評価 (37条)	PRA	Lv 1	④	2016/9/6	
		Lv 1.5	④		
		停止時	④		
		地震	④		
		津波	④		
	事故シナシグループ及び重要事故シナシ	④			
	解析コード	④	2014/4/24		
	限界温度、限界圧力	④	2014/1/21		
	炉心	2次冷却系からの除熱機能喪失	④	2016/10/27	
		全交流動力電源喪失	④		
		原子炉補機冷却機能喪失	④		
		原子炉格納容器の除熱機能喪失	④		
		原子炉停止機能喪失	④		
		ECCS注水機能喪失	④		
		ECCS再循環機能喪失	④		
格納容器バイパス(インターフェイスシステム LOCA、蒸気発生器伝熱管破損)	④				
CV	過圧破損	④	2016/9/6		
	過温破損	④	2016/10/27		
	DCH	④	2014/2/4		
	FCI	④			
	MCCI	④			
SFP	水素燃焼	④	2013/9/26		
	想定事故1	④	2014/2/4		
想定事故2	④				
停止時	崩壊熱除去機能喪失	④	2013/10/1		
	全交流動力電源喪失	④			
	原子炉冷却材の流出	④			
	反応度誤投入	④			
設備・技術的能力	1.0	43条	共通	④	2016/9/6
	1.1	44条	ATWS	④	2013/8/1
	1.2	45条	高圧時冷却	④	
	1.3	46条	減圧	④	
	1.4	47条	低圧時冷却	④	
	1.5	48条	最終ヒートシンク	④	
	1.6	49条	CV冷却	④	—※2
	1.7	50条	CV過圧破損防止	④	—※2
	1.8	51条	CV下部注水	④	—※2
	1.9	52条	CV水素対策	④	—※2
	1.10	53条	RB水素対策	④	—※2
	1.11	54条	SFP	④	—※2
	1.12	55条	建屋外RI抑制	④	—※2
	1.13	56条	水源	④	—※2
	1.14	57条	電源	④	—※2
	1.15	58条	計装	④	—※2
	1.16	59条	原子炉制御室	④	2016/10/27
	1.17	60条	監視測定	④	2013/10/22
	1.18	61条	緊急時対策所	④	2016/10/27
	1.19	62条	通信連絡	④	2013/9/12
2		大規模損壊	④	2014/3/25	
共通	地質(第38条)		④	2021/7/2	
	地震動(第38、39条)		②	2022/1/14	●地震動(第3、4条)を参照。
	津波(第40条)		②	2021/12/24	●津波(第5条)を参照。
	火災(第41条)		④	—※2	●耐津波設計方針の審査状況等を踏まえつつ、令和3年10月1日に提出されたまとめ資料を順次確認していく。

●令和3年10月1日に提出されたまとめ資料について、先行の他プラントの審査実績が一部反映されていないことから、令和4年6月23日の審査会合において、改めて最新の審査実績を踏まえた審査資料を提出するよう指示を行った。また、審査項目ごとの審査資料提出時期、説明開始可能時期及び説明終了目標時期を含む具体的な計画を7月中に審査会合で示すことを求めた。

※1 ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

※2 他の審査項目の審査の中で併せて審査

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

中部電力(株)浜岡原子力発電所4号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和4年7月5日時点】

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③	2022/6/10	●事業者はH断層系については、すべてのH断層は形成後も含めて活動時期が全て同じ時代であり、その活動性評価においてはどのH断層で評価しても良い旨主張し、上載地層が存在するH-9断層で活動性評価を行うとしていることから、各H断層に存在する固結度の低い細粒物質部の組成、規模等、H断層の性状に係るデータを示すよう求めていた。令和3年4月2日の審査会合において、これらのデータが提出されたものの、H-8断層についてはデータ取得を行っていなかったため、当該断層についてもデータ取得を行い、他のH断層との類似性を示すよう求めた。また、H-9断層についても、活動性評価を行う地点での細粒物質部の詳細データの取得を行うとともに、上載地層として用いる泥層について、堆積年代を示す指標を増やして年代評価を行うよう求めた。令和4年3月18日の審査会合において、H-8断層及びH-9断層について追加で取得したデータから他のH断層との類似性が示された。他方で、上載地層として用いる泥層については、当該泥層が古谷泥層(12~13万年前の地層)に相当する堆積物であるとする根拠が不十分であることから、層相の観察事実を整理した上で露頭柱状図やボーリングデータ等により広域的に古谷泥層との対比を行い、当該泥層が後期更新世(12~13万年前)以降の地層とは明確に異なることを十分な物証をもって示すよう求めた。上載地層の堆積年代評価の妥当性も含めて、観察事実に基づいてH-9断層ですべてのH断層の活動時期を代表できるかどうかについて、今後、事業者から説明を受けるとともに、現地調査を実施し内容を確認していく。 ●令和4年6月10日の審査会合において、上載地層として用いる泥層の堆積年代評価に関する追加検討の方針及び作業の進捗状況について確認し、従前より論理、評価結果等を変更する場合には、どのような根拠に基づき変更となったのか前後関係が明確に分かるように示した上で説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受けるとともに、現地調査を実施し内容を確認していく。
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2018/8/3	
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2015/2/13	
	震源を特定して策定する地震動	③⇒④	2022/4/15	●令和4年4月15日の審査会合において、前回会合(令和3年7月16日)での海洋プレート内地震及びプレート間地震の地震動評価に係る指摘について、概ね妥当な回答・説明がなされたことと評価した。また、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」をとりまとめるに当たって、これまでの審査を踏まえた事項についての資料への適切な反映、記載の適切化及び充実化を求めていたことに対し、同日の審査会合において、これまでの審査事項が適切に資料に反映されていることを確認したこと、当該項目を概ね審査済みとした。
	震源を特定せず策定する地震動	①	—	
	基準地震動	①	—	●免震構造等、長周期の地震応答が卓越する施設等について、基準地震動(長周期地震動)を別途策定する必要性の有無について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	耐震設計方針	①	—	
津波(第5条)	地震による津波	②	2022/6/10	●プレート間地震による津波評価について、事業者は、申請当初に用いていた内閣府(2012)による波源モデルに基づくモデルではなく、独自に遠州灘沿岸域及び南海トラフ広域の津波痕跡高を再現した波源モデル(痕跡再現モデル)を設定し、同モデルに基づき津波評価を実施するとした。令和3年12月17日の審査会合において、事業者は、審査会合での指摘を踏まえ、内閣府(2012)によるライズタイム60秒を考慮したパラメータスタディによる津波評価を実施し、敷地前面において水位上昇側が22.5mとなることなどを示すとともに、内閣府(2012)の波源モデルの津波評価等との比較を行い、より保守的な津波評価となっていることを確認したとした。これに対し、事業者の波源モデルと内閣府(2012)の波源モデルとの相違点を整理するとともに、津波評価結果の比較については破壊開始点等の条件を揃えて、内閣府(2012)との違いを定量的に示すことを求めた。さらに、パラメータスタディの実施手順において、評価結果への影響の大きいライズタイム60秒を一部のケースにしか設定していないことなどから、パラメータスタディを充実させるよう求めた。引き続き、事業者独自に設定した波源モデルに基づく津波評価の妥当性について、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●また、津波堆積物に関する調査については、令和4年6月10日の審査会合において、事業者は敷地内において追加ボーリング調査及び分析を実施し、敷地におけるイベント堆積物の分布・上限標高について示したものの、これらイベント堆積物を新たに定義・区別して津波起因の可能性のある海起源のイベント堆積物のみを津波堆積物として評価する方針に変更した。これに対して、評価方針を変更したことにより新たに海起源イベント堆積物の認定に係る論点が発生することから、評価方針の変更について、基準適合上、不必要かつ効果も限定的であれば、審査の効率化の観点から変更の可否を再考するよう求めたところ、従前の評価方針に戻す旨の回答があったため、最終的な評価方針及び評価結果について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。 ●プレート間地震以外による地震の津波評価については、その評価の妥当性について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	地震以外による津波	③	2020/5/21	●事業者による火山現象の津波影響評価において、過去の噴火規模に関する情報が不足している海底火山による津波については、評価方針も含めてその影響評価について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	基準津波	①	—	●地震による津波及び地震以外の要因による津波の審査が概ね終了した後に、両者の組合せによる評価の妥当性について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	耐津波設計方針	①	—	
	竜巻(第6条)	②	2015/4/9	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。
火山事象 (第6条)	火山事象	①	—	
	火山事象に対する設計方針	①	—	
外部火災(第6条)	②	2015/3/19	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。	
その他自然現象と人為事象(第6条)	②	2015/7/9		
不法な侵入(第7条)	①	—		
内部火災(第8条)	②	2015/8/6		
内部溢水(第9条)	②	2015/5/21		
誤操作の防止(第10条)	②	2015/6/2	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。	
安全避難通路(第11条)	②	2015/6/2		
安全施設(第12条)	②	2015/4/21		
全交流電源喪失(第14条)	①	—		
SFP(第16条、23条)	①	—		
RCPB(第17条)	②	2015/2/24		
安全保護回路(第24条)	②	2015/6/2	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。	
原子炉制御室(第26条)	②	2015/6/11		
監視設備(第31条)	②	2015/4/2		
保安電源(第33条)	①	—		
緊急時対策所(第34条)	②	2015/3/24	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。	
通信連絡設備(第35条)	②	2015/3/24		

※①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点		
有効性評価 (37条)	PRA	Lv 1	②	2015/7/2	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。	
		Lv 1.5	②			
		停止時	②			
		地震	②			
		津波	②			
	事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス	②				
	解析コード	③	2015/10/15	●先行プラントの説明内容と大きな差がなく、現時点において論点はない。引き続き、事実確認等について確認していく。		
	限界温度、限界圧力	②	2015/3/3	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。		
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失	②		2017/5/26	
		高圧注水・減圧機能喪失	②			
		全交流動力電源喪失	②			
		崩壊熱除去機能喪失	②			
		原子炉停止機能喪失	②			
		LOCA時注水機能喪失	②			
		格納容器バイパス(ISLOCA)	②			
CV	過圧・過温破損	②	2016/9/15			
	DCH	②	2015/3/10			
	FCI	②				
	MCCI	②				
	水素燃焼	②	2015/3/10			
SFP	想定事故1	②	2015/3/17			
	想定事故2	②				
停止時	崩壊熱除去機能喪失	②	2015/3/17			
	全交流動力電源喪失	②				
	原子炉冷却材の流出	②				
	反応度誤投入	②				
設備・技術的能力	1.0	43条	共通	②	2015/7/23	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後、有効性評価の審査と併せて、設備・手順等の妥当性を確認していく。
	1.1	44条	ATWS	①	-	
	1.2	45条	高圧時冷却	①		
	1.3	46条	減圧	①		
	1.4	47条	低圧時冷却	①		
	1.5	48条	最終ヒートシンク	①		
	1.6	49条	CV冷却	①	-	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後、有効性評価の審査と併せて、設備・手順等の妥当性を確認していく。
	1.7	50条	CV過圧破損防止	②	2015/7/21	
	1.8	51条	CV下部注水	①	-	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後、有効性評価の審査と併せて、設備・手順等の妥当性を確認していく。
	1.9	52条	CV水素対策	①	-	
	1.10	53条	RB水素対策	②	2015/8/4	
	1.11	54条	SFP	①	-	
	1.12	55条	建屋外RI抑制	①	-	
	1.13	56条	水源	①	-	
	1.14	57条	電源	①	-	
	1.15	58条	計装	①	-	
	1.16	59条	原子炉制御室	②	2015/6/11	
	1.17	60条	監視測定	②	2015/4/2	
	1.18	61条	緊急時対策所	②	2015/3/24	
	1.19	62条	通信連絡	②	2015/3/24	
2		大規模損壊	①	-		
共通	地質(第38条)		③	2022/3/18	●地質(第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。	
	地震動(第38、39条)		②	2021/7/16	●地震動(第3、4条)を参照。	
	津波(第40条)		②	2021/12/17	●津波(第5条)を参照。	
	火災(第41条)		①	-		

※①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

東北電力(株)東通原子力発電所1号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和4年7月5日時点】

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	④	2018/5/18	
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2020/10/2	
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2020/10/2	
	震源を特定して策定する地震動	③⇒④	2022/4/11	●令和4年4月11日の審査会合において、内陸地殻内地震のうち横浜断層については、不確かさとして東傾斜を考慮していたが、これを検討用地震として選定した上で、基本ケースとして、不確かさを考慮するように求めていたところ、事業者から妥当な検討・説明がなされたことから、当該項目を概ね審査済みとした。
	震源を特定せず策定する地震動	①⇒②	2022/4/11	●令和4年4月11日の審査会合において、「全国共通に考慮すべき地震動」のうち標準応答スペクトルに適合するよう作成された模擬地震波の地震規模Mについては、継続時間の保守性の観点から、M=6.9から7.0に見直した上で作成するよう求めた。また、位相特性については、一様乱数の位相特性を持つ正弦波の重ね合わせによる手法に加え、実観測記録の位相を用いる方法を用いることを求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。
	基準地震動	①	—	
	地盤・斜面の安定性	①	—	
	耐震設計方針	①	—	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●令和3年11月18日の審査会合において、事業者が審査への対応に係る準備状況について確認したところ、プラント側の審査資料の準備には時間を要する見込みであり、今後、基準地震動及び基準津波がおおむね妥当との判断が得られた場合でも、女川2号炉の特定重大事故等対処施設に係る申請への対応を優先して進めたいとの意向が表明された。
津波(第5条)	地震による津波	④	2022/1/28	
	地震以外による津波	③	2022/1/28	●令和4年1月28日の審査会合において、地震以外による津波のうち、海底地すべりによる津波の評価において、既存の文献による知見の一部が反映されていなかったため、追加検討を求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。
	基準津波	②	2022/1/28	●令和4年1月28日の審査会合において、津波の組合せの評価において、水位上昇側で、「地震に起因する津波」と「地震以外に起因する津波」とを組み合わせた場合の評価水位が、連動型地震単独の場合の評価水位よりも下回っていることから、組合せ結果が適切に評価されているのかが判断できないため、追加検討を行うことを求めた。また、水位下降側の評価において、他施設の審査知見を踏まえ、貯留堰を下回る時間に着目した評価結果の整理を求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。
	耐津波設計方針	①	—	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●令和3年11月18日の審査会合において、事業者が審査への対応に係る準備状況について確認したところ、プラント側の審査資料の準備には時間を要する見込みであり、今後、基準地震動及び基準津波がおおむね妥当との判断が得られた場合でも、女川2号炉の特定重大事故等対処施設に係る申請への対応を優先して進めたいとの意向が表明された。
竜巻(第6条)	①	—		
火山事象 (第6条)	火山事象	①	—	
	火山事象に対する設計方針	①	—	
外部火災(第6条)	①	—		
その他自然現象と人為事象(第6条)	①	—		
不法な侵入(第7条)	①	—		
内部火災(第8条)	①	—		
内部溢水(第9条)	①	—		
誤操作の防止(第10条)	①	—		
安全避難通路(第11条)	①	—		
安全施設(第12条)	①	—		
全交流電源喪失(第14条)	①	—		
SFP(第16条、23条)	①	—		
RCPB(第17条)	①	—		
安全保護回路(第24条)	①	—		
原子炉制御室(第26条)	①	—		
監視設備(第31条)	①	—		
保安電源(第33条)	①	—		
緊急時対策所(第34条)	①	—		
通信連絡設備(第35条)	①	—		
				●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●令和3年11月18日の審査会合において、事業者が審査への対応に係る準備状況について確認したところ、プラント側の審査資料の準備には時間を要する見込みであり、今後、基準地震動及び基準津波がおおむね妥当との判断が得られた場合でも、女川2号炉の特定重大事故等対処施設に係る申請への対応を優先して進めたいとの意向が表明された。

※①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
 (注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
 (注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
 (注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
 (注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目			ステータス※	直近の審査会合	現時点における主な論点	
有効性評価 (37条)	PRA	Lv 1	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●令和3年11月18日の審査会合において、事業者が審査への対応に係る準備状況について確認したところ、プラント側の審査資料の準備には時間を要する見込みであり、今後、基準地震動及び基準津波がおおむね妥当との判断が得られた場合でも、女川2号炉の特定重大事故等対処施設に係る申請への対応を優先して進めたいとの意向が表明された。	
		Lv 1.5	①			
		停止時	①			
		地震	①			
		津波	①			
	事故シナシナグループ及び重要事故シナシナ		①			
	解析コード		①	-		
	限界温度、限界圧力		①	-		
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失	①	-		
		高圧注水・減圧機能喪失	①			
		全交流動力電源喪失	①			
		崩壊熱除去機能喪失	①			
		原子炉停止機能喪失	①			
		LOCA時注水機能喪失	①			
		格納容器バイパス(ISLOCA)	①			
	CV	過圧・過温破損	①	-		
		DCH	①	-		
		FCI	①	-		
		MCCI	①	-		
		水素燃焼	①	-		
	SFP	想定事故1	①	-		
		想定事故2	①	-		
	停止時	崩壊熱除去機能喪失	①	-		
		全交流動力電源喪失	①	-		
		原子炉冷却材の流出	①	-		
		反応度誤投入	①	-		
	設備・技術的能力	1.0	43条	共通		①
1.1		44条	ATWS	①	-	
1.2		45条	高圧時冷却	①	-	
1.3		46条	減圧	①	-	
1.4		47条	低圧時冷却	①	-	
1.5		48条	最終ヒートシンク	①	-	
1.6		49条	CV冷却	①	-	
1.7		50条	CV過圧破損防止(FCVS)	①	-	
1.8		51条	CV下部注水	①	-	
1.9		52条	CV水素対策	①	-	
1.10		53条	RB水素対策	①	-	
1.11		54条	SFP	①	-	
1.12		55条	建屋外RI抑制	①	-	
1.13		56条	水源	①	-	
1.14		57条	電源	①	-	
1.15		58条	計装	①	-	
1.16		59条	原子炉制御室	①	-	
1.17		60条	監視測定	①	-	
1.18		61条	緊急時対策所	①	-	
1.19	62条	通信連絡	①	-		
共通	2		大規模損壊	①	-	
	地質(第38条)			④	2018/5/18	
	地震動(第38、39条)			②	2021/9/17	●地震動(第3、4条)を参照。
	津波(第40条)			②	2022/1/28	●津波(第5条)を参照。
火災(第41条)			①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示 ●令和3年11月18日の審査会合において、事業者が審査への対応に係る準備状況について確認したところ、プラント側の審査資料の準備には時間を要する見込みであり、今後、基準地震動及び基準津波がおおむね妥当との判断が得られた場合でも、女川2号炉の特定重大事故等対処施設に係る申請への対応を優先して進めたいとの意向が表明された。	

※①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステータスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステータスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステータス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

北陸電力(株)志賀原子力発電所2号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和4年7月5日時点】

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③	2022/5/20	<p>●令和2年10月2日の審査会合において、評価対象断層として選定された10条の断層について、事業者は、上載地層を用いた評価及び断層最新面と鉱物脈との交差関係により活動性評価を行う方針とし、令和3年1月15日の審査会合において、上載地層法においては、活動性評価に用いた上載地層が12～13万年より古い地層であるとする事業者の評価を確認した。また、鉱物脈法を用いた評価については、生成温度が低い鉱物脈の評価への適用性についてデータが拡充されており、イライト/スメクタイト混合層が鉱物脈法による評価に適用できるとする事業者の評価を確認した。鉱物脈法の顕微鏡観察結果については、断層最新面と鉱物脈との交差関係が明確でない箇所でのデータ拡充等を求めた。</p> <p>●令和3年11月18、19日に現地調査を行い、事業者に対して、鉱物脈と断層との関係については、露頭やボーリングコア試料でも確認することができるよう詳細な観察を行うよう求めるとともに、一部の薄片観察において断層の最新面が不明瞭なため、鉱物脈が断層を明瞭に横断しているようには見えない箇所があることから、改めて追加観察を行うよう求めた。また、S-4断層を上載地層により評価した35m盤トレンチでは当該断層が岩盤中で不明瞭なため、現在の露頭状況では上載地層との関係が判断できなかったことから、事業者に対して、当該地点で上載地層法により活動性を評価するのであれば、断層位置が判別できる露頭も改めて示した上で説明するよう求めた。</p> <p>●令和4年1月14日の審査会合において、事業者から敷地内断層の追加調査計画について説明を受けた。これに対し、追加調査は、上記のこれまでの指摘事項等に留意して行うとともに、活動性評価に当たっては、追加調査で取得したデータのみならず、これまでに取得・提示していたデータを考慮して整合的な評価を行うよう求めた。今後、現地調査における確認事項も踏まえて、選定された断層の活動性評価の妥当性について事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p> <p>●令和4年5月20日の審査会合において、事業者から、敷地内断層の活動性評価に関して、現地調査における確認事項を踏まえた追加調査結果が提示されるとともに、これまでに取得・提示していたデータも考慮した評価について説明を受けた。これに対して、敷地内断層の活動性評価に当たって、追加調査も含めてこれまでに取得したデータが全て提示され、それらのデータが矛盾なく説明されていることが確認できたものの、海岸の一部の断層(K-2及びK-18断層)については、薄片観察において未だ明確に鉱物脈が断層を横断しているようには見えない箇所があることから、改めて追加観察等を行い、明確に鉱物脈が最新面を横断する状況を改めて示すよう求めた。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p>
	敷地周辺の地質・地質構造	②	2022/1/14	<p>●敷地近傍及び能登半島西岸の地形、地質・地質構造について審査を行っている。令和3年10月14日の審査会合において、敷地近傍の福浦断層の評価について、断層南部に関しては、断層位置及び端部の評価の根拠となるデータが得られておらず、不明確な点があったため、福浦断層を追跡する追加調査・検討を行うよう求めた。また、富来川南岸断層の北端部の評価についても、地表踏査等の調査の充足性や断層延長部において富来川南岸断層と同様の走向として認定しているリニアメントとの関係性に関して整理して説明するよう求めた。</p> <p>●令和3年11月18、19日に現地調査を行い、福浦断層の北端部付近の露頭観察を実施したところ、その範囲で当該断層と同性状の断層は確認されなかった。しかしながら、断層がないことの説明性を高めるため、事業者に対して、追加で地質データを取得し、断層想定位置を横断して地層境界が連続すること等の、露頭観察結果を補強するような地質状況の検討結果を示すよう求めた。</p> <p>●令和4年1月14日の審査会合において、事業者から福浦断層南端の評価に係る追加調査計画について説明を受けた。これに対して、追加のボーリング調査において何らかの断層が確認された場合には、詳細な性状を把握した上で、必要に応じて、当初計画のみにとどめることなく臨機応変に追加調査・観察を行い、福浦断層の延長である可能性がないか詳しく検討するとともに、反射法地震探査についても必要に応じて追加測線を設定して探査を行う等、福浦断層南端の評価を確実に行うよう求めた。追加調査結果を踏まえた福浦断層南端の評価の妥当性について確認を行うとともに、それ以外の断層に係る震源として考慮する活断層の選定等について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p>
地震動 (第3、4条)	地下構造	①	—	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	震源を特定して策定する地震動	①	—	
	震源を特定せず策定する地震動	①	—	
	基準地震動	①	—	
	地盤・斜面の安定性	①	—	
	耐震設計方針	①	—	
津波(第5条)	地震による津波	①	—	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	地震以外による津波	①	—	
	基準津波	①	—	
	耐津波設計方針	①	—	
竜巻(第6条)	①	—	—	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
火山事象 (第6条)	火山事象	①	—	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	火山事象に対する設計方針	①	—	
外部火災(第6条)	①	—		
その他自然現象と人為事象(第6条)	①	—		
不法な侵入(第7条)	①	—		
内部火災(第8条)	①	—		
内部溢水(第9条)	①	—		
誤操作の防止(第10条)	①	—		
安全避難通路(第11条)	①	—		
安全施設(第12条)	①	—		
全交流電源喪失(第14条)	①	—		
SFP(第16条、23条)	①	—		
RCPB(第17条)	①	—		
安全保護回路(第24条)	①	—		
原子炉制御室(第26条)	①	—		
監視設備(第31条)	①	—		
保安電源(第33条)	①	—		
緊急時対策所(第34条)	①	—		
通信連絡設備(第35条)	①	—		

※①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
 (注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
 (注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
 (注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
 (注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目			ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点
有効性評価 (37条)	PRA	Lv 1	①	-	
		Lv 1.5	①		
		停止時	①		
		地震	①		
		津波	①		
	事故シナリオグループ及び重要事故シナリオ		①		
	解析コード		①	-	
	限界温度、限界圧力		①	-	
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失	①	-	
		高圧注水・減圧機能喪失	①	-	
		全交流動力電源喪失	①	-	
		崩壊熱除去機能喪失	①	-	
		原子炉停止機能喪失	①	-	
		LOCA時注水機能喪失	①	-	
		格納容器バイパス(ISLOCA)	①	-	
	CV	過圧・過温破損	①	-	
		DCH	①	-	
		FCI	①	-	
		MCCI	①	-	
		水素燃焼	①	-	
SFP	想定事故1	①	-		
	想定事故2	①	-		
停止時	崩壊熱除去機能喪失	①	-		
	全交流動力電源喪失	①	-		
	原子炉冷却材の流出	①	-		
	反応度誤投入	①	-		
設備・技術的能力	1.0	43条	共通	①	-
	1.1	44条	ATWS	①	-
	1.2	45条	高圧時冷却	①	-
	1.3	46条	減圧	①	-
	1.4	47条	低圧時冷却	①	-
	1.5	48条	最終ヒートシンク	①	-
	1.6	49条	CV冷却	①	-
	1.7	50条	CV過圧破損防止	①	-
	1.8	51条	CV下部注水	①	-
	1.9	52条	CV水素対策	①	-
	1.10	53条	RB水素対策	①	-
	1.11	54条	SFP	①	-
	1.12	55条	建屋外RI抑制	①	-
	1.13	56条	水源	①	-
	1.14	57条	電源	①	-
	1.15	58条	計装	①	-
	1.16	59条	原子炉制御室	①	-
	1.17	60条	監視測定	①	-
	1.18	61条	緊急時対策所	①	-
1.19	62条	通信連絡	①	-	
2		大規模損壊	①	-	
共通	地質(第38条)		③	2022/1/14	●地質(第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。
	地震動(第38、39条)		①	-	●地震動(第3、4条)を参照。
	津波(第40条)		①	-	●津波(第5条)を参照。
	火災(第41条)		①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示

●概要説明を聴取し、主要な論点を提示
先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示

※①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

電源開発(株)大間原子力発電所設置変更許可申請^{※1}(本体施設)に係る審査状況【令和4年7月5日時点】

審査項目		ステイタス ^{※2}	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③	2022/4/22	●令和4年4月22日の審査会合において、事業者は、後期更新世以降に強化した岩盤の膨張によって生じたとしているシームS-11のうち地表付近に確認される変状について、その成因は特定出来ないが、非構造性のものであることから、規則第三条の評価対象としないの方針を示した。これに対して、シームS-11全体として同条への適合性を示す必要性があること等について指摘し、改めて整理をした上で説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2020/11/20	
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2020/12/18	
	震源を特定して策定する地震動	③	2022/3/18	●令和3年6月11日の審査会合において、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」の評価に関する全体概要を聴取するとともに、プレート間地震の地震動評価について審議した。プレート間地震の地震動評価については、検討用地震の選定、震源モデルの設定、不確かさの考慮、経験的グリーン関数法に用いる要素地震の選定等の地震動評価手法、及び地震動評価結果について一通り説明がなされ、その内容について概ね妥当な検討がなされたものと評価した。 ●令和3年8月27日の審査会合において、海洋プレート内地震の地震動評価について審議した。検討用地震の選定、震源モデルの設定、不確かさの考慮、経験的グリーン関数法に用いる要素地震の選定等の地震動評価手法、及び地震動評価結果について一通り説明がなされ、その内容について概ね妥当な検討がなされたものと評価した。 ●令和3年11月5日の審査会合において、内陸地殻内地震の地震動評価について審議した。検討用地震として選定された「F-14断層による地震」に関しては、震源モデルの設定や不確かさ考慮の妥当性等を、「奥尻海盆北東縁断層～奥尻海盆東縁断層～西津軽海盆東縁断層の連動を考慮した地震」に関しては、長大な断層の地震動評価手法の妥当性等を、「隆起再現断層による地震」に関しては、敷地周辺の広域的な隆起を説明するための震源モデルの考え方を、それぞれ追加説明するよう求めた。令和4年3月18日の審査会合において、「F-14断層による地震」及び「奥尻海盆北東縁断層～奥尻海盆東縁断層～西津軽海盆東縁断層の連動を考慮した地震」(奥尻三連動)の地震動評価に関し、上述の指摘内容について審議した。「F-14断層による地震」に関しては、震源モデルの設定の考え方や不確かさ考慮の妥当性等を、奥尻三連動に関しては、断層パラメータ設定の考え方や解析手法の妥当性等を、それぞれ追加説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。
	震源を特定せず策定する地震動	②	2022/3/18	●令和4年3月18日の審査会合において、震源を特定せず策定する地震動のうち、「全国共通に考慮すべき地震動」の評価について審議した。「全国共通に考慮すべき地震動」のうち、「2004年北海道留萌支庁南部の地震」に関しては、地震動評価に用いる地下構造モデルの妥当性等を、標準応答スペクトルに基づく地震動評価に関しては、模擬地震波の作成における地震規模の設定の妥当性等を、それぞれ追加説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。
	基準地震動	①	—	
	地盤・斜面の安定性	①	—	
	耐震設計方針	①	—	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
津波(第5条)	地震による津波	④	2021/12/24	
	地震以外による津波	④	2018/6/8	
	基準津波	①	—	
	耐津波設計方針	①	—	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
竜巻(第6条)	①	—		
火山事象 (第6条)	火山事象	①	—	
	火山事象に対する設計方針	①	—	
外部火災(第6条)	①	—		
その他自然現象と人為事象(第6条)	①	—		
不法な侵入(第7条)	①	—		
内部火災(第8条)	①	—		
内部溢水(第9条)	①	—		
誤操作の防止(第10条)	①	—		
安全避難通路(第11条)	①	—		
安全施設(第12条)	①	—		
全交流電源喪失(第14条)	①	—	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	
SFP(第16条、23条)	①	—		
RCPB(第17条)	①	—		
安全保護回路(第24条)	①	—		
原子炉制御室(第26条)	①	—		
監視設備(第31条)	①	—		
保安電源(第33条)	①	—		
緊急時対策所(第34条)	①	—		
通信連絡設備(第35条)	①	—		

※1 平成26年12月16日付け大間原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請(本体施設と特定重大事故等対処施設をあわせて申請)

※2 ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目			ステイタス ^{※2}	直近の審査会合	現時点における主な論点	
有効性評価 (37条)	PRA	Lv 1	①	-		
		Lv 1.5	①			
		停止時	①			
		地震	①			
		津波	①			
	事故シナリオグループ及び重要事故シナリオ		①			
	解析コード		①	-		
	限界温度、限界圧力		①	-		
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失	①	-		
		高圧注水・減圧機能喪失	①			
		全交流動力電源喪失	①			
		崩壊熱除去機能喪失	①			
		原子炉停止機能喪失	①			
		LOCA時注水機能喪失	①			
		格納容器バイパス(ISLOCA)	①			
	CV	過圧・過温破損	①	-		
		DCH	①	-		
		FCI	①			
		MCCI	①			
		水素燃焼	①			
SFP	想定事故1	①	-			
	想定事故2	①	-			
停止時	崩壊熱除去機能喪失	①	-			
	全交流動力電源喪失	①				
	原子炉冷却材の流出	①				
	反応度誤投入	①				
設備・技術的能力	1.0	43条	共通	①	-	
	1.1	44条	ATWS	①	-	
	1.2	45条	高圧時冷却	①		
	1.3	46条	減圧	①		
	1.4	47条	低圧時冷却	①		
	1.5	48条	最終ヒートシンク	①		
	1.6	49条	CV冷却	①		-
	1.7	50条	CV過圧破損防止	①		-
	1.8	51条	CV下部注水	①		-
	1.9	52条	CV水素対策	①		-
	1.10	53条	RB水素対策	①		-
	1.11	54条	SFP	①		-
	1.12	55条	建屋外RI抑制	①		-
	1.13	56条	水源	①		-
	1.14	57条	電源	①		-
	1.15	58条	計装	①		-
	1.16	59条	原子炉制御室	①		-
	1.17	60条	監視測定	①		-
	1.18	61条	緊急時対策所	①		-
1.19	62条	通信連絡	①	-		
2		大規模損壊	①	-		
共通	地質(第38条)		③	2021/6/25	●地質(第3、4条)敷地の地質・地質構造を参照。	
	地震動(第38、39条)		②	2022/3/18	●地震動(第3、4条)を参照。	
	津波(第40条)		②	2021/12/24	●津波(第5条)を参照。	
	火災(第41条)		①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	

●概要説明を聴取し、主要な論点を提示
先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示

※1 平成26年12月16日付け大間原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請(本体施設と特定重大事故等対処施設を合わせて申請)
 ※2 ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
 (注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
 (注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
 (注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
 (注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

中部電力(株)浜岡原子力発電所3号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和4年7月5日時点】

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③	2022/6/10	<p>●事業者はH断層系については、すべてのH断層は形成後も含めて活動時期が全て同じ時代であり、その活動性評価においてはどのH断層で評価しても良い旨主張し、上載地層が存在するH-9断層で活動性評価を行うとしていることから、各H断層に存在する固結度の低い細粒物質部の組成、規模等、H断層の性状に係るデータを示すよう求めていた。令和3年4月2日の審査会合において、これらのデータが提出されたものの、H-8断層についてはデータ取得を行っていなかったため、当該断層についてもデータ取得を行い、他のH断層との類似性を示すよう求めた。また、H-9断層についても、活動性評価を行う地点での細粒物質部の詳細データの取得を行うとともに、上載地層として用いる泥層について、堆積年代を示す指標を増やして年代評価を行うよう求めた。令和4年3月18日の審査会合において、H-8断層及びH-9断層について追加で取得したデータから他のH断層との類似性が示された。他方で、上載地層として用いる泥層については、当該泥層が古谷泥層(12~13万年前の地層)に相当する堆積物であるとする根拠が不十分であることから、層相の観察事実を整理した上で露頭柱状図やボーリングデータ等により広域的に古谷泥層との対比を行い、当該泥層が後期更新世(12~13万年前)以降の地層とは明確に異なることを十分な物証をもって示すよう求めた。上載地層の堆積年代評価の妥当性も含めて、観察事実に基づいてH-9断層ですべてのH断層の活動時期を代表できるかどうかについて、今後、事業者から説明を受けるとともに、現地調査を実施し内容を確認していく。</p> <p>●令和4年6月10日の審査会合において、上載地層として用いる泥層の堆積年代評価に関する追加検討の方針及び作業の進捗状況について確認し、従前より論理、評価結果等を変更する場合には、どのような根拠に基づき変更となったのか前後関係が明確に分かるように示した上で説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受けるとともに、現地調査を実施し内容を確認していく。</p>
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2018/8/3	
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2015/2/13	
	震源を特定して策定する地震動	③⇒④	2022/4/15	<p>●令和4年4月15日の審査会合において、前回会合(令和3年7月16日)での海洋プレート内地震及びプレート間地震の地震動評価に係る指摘について、概ね妥当な回答・説明がなされたことと評価した。また、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」をとりまとめるに当たって、これまでの審査を踏まえた事項についての資料への適切な反映、記載の適切化及び充実化を求めていたことに対し、同日の審査会合において、これまでの審査事項が適切に資料に反映されていることを確認したことから、当該項目を概ね審査済みとした。</p>
	震源を特定せず策定する地震動	①	-	
	基準地震動	①	-	<p>●地震構造等、長周期の地震応答が卓越する施設等について、基準地震動(長周期地震動)を別途策定する必要性の有無について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p>
	地盤・斜面の安定性	①	-	
	耐震設計方針	①	-	<p>●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 事業者の意向を踏まえ、浜岡4号を優先して審査を実施中</p>
津波(第5条)	地震による津波	②	2022/6/10	<p>●プレート間地震による津波評価について、事業者は、申請当初に用いていた内閣府(2012)による波源モデルに基づくモデルではなく、独自に遠州灘沿岸域及び南海トラフ広域の津波痕跡高を再現した波源モデル(痕跡再現モデル)を設定し、同モデルに基づき津波評価を実施するとして、令和3年12月17日の審査会合において、事業者は、審査会合での指摘を踏まえ、内閣府(2012)によるライズタイム60秒を考慮したパラメータスタディによる津波評価を実施し、敷地前面において水位上昇側が22.5mとなることを示すとともに、内閣府(2012)の波源モデルの津波評価等との比較を行い、より保守的な津波評価となっていることを確認したとした。これに対し、事業者の波源モデルと内閣府(2012)の波源モデルとの相違点を整理するとともに、津波評価結果の比較については破壊開始点等の条件を揃えて、内閣府(2012)との違いを定量的に示すことを求めた。さらに、パラメータスタディの実施手順において、評価結果への影響の大きいライズタイム60秒を一部のケースにしか設定していないことなどから、パラメータスタディを充実させるよう求めた。引き続き、事業者独自に設定した波源モデルに基づく津波評価の妥当性について、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p> <p>●また、津波堆積物に関する調査については、令和4年6月10日の審査会合において、事業者は敷地内において追加ボーリング調査及び分析を実施し、敷地におけるイベント堆積物の分布・上限標高について示したものの、これらイベント堆積物を新たに定義・区別して津波起因の可能性のある海起源のイベント堆積物のみを津波堆積物として評価する方針に変更した。これに対して、評価方針を変更したことにより新たに海起源イベント堆積物の認定に係る論点が発生することから、評価方針の変更について、基準適合上、不必要かつ効果も限定的であれば、審査の効率化の観点から変更の可否を再考するよう求めたところ、従前の評価方針に戻す旨の回答があったため、最終的な評価方針及び評価結果について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p> <p>●プレート間地震以外による地震の津波評価については、その評価の妥当性について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p>
	地震以外による津波	③	2020/5/21	<p>●事業者による火山現象の津波影響評価において、過去の噴火規模に関する情報が不足している海底火山による津波については、評価方針も含めてその影響評価について説明を求めている。今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p>
	基準津波	①	-	<p>●地震による津波及び地震以外の要因による津波の審査が概ね終了した後に、両者の組合せによる評価の妥当性について、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。</p>
	耐津波設計方針	①	-	<p>●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 事業者の意向を踏まえ、浜岡4号を優先して審査を実施中</p>
	竜巻(第6条)	①	-	
火山事象 (第6条)	火山事象	①	-	<p>●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 事業者の意向を踏まえ、浜岡4号を優先して審査を実施中</p>
	火山事象に対する設計方針	①	-	
	外部火災(第6条)	①	-	
	その他自然現象と人為事象(第6条)	①	-	
	不法な侵入(第7条)	①	-	
	内部火災(第8条)	①	-	
	内部溢水(第9条)	①	-	
	誤操作の防止(第10条)	①	-	
	安全避難通路(第11条)	①	-	
	安全施設(第12条)	①	-	
	全交流電源喪失(第14条)	①	-	
	SFP(第16条、23条)	①	-	
	RCPB(第17条)	①	-	
	安全保護回路(第24条)	①	-	
	原子炉制御室(第26条)	①	-	
	監視設備(第31条)	①	-	
	保安電源(第33条)	①	-	
	緊急時対策所(第34条)	①	-	
通信連絡設備(第35条)	①	-		

※①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18~22条、第25条、第27~30条、第32条及び第36条は、新規規制による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目			ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点	
有効性評価 (37条)	PRA	Lv 1	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 事業者の意向を踏まえ、浜岡4号を優先して審査を実施中	
		Lv 1.5	①			
		停止時	①			
		地震	①			
		津波	①			
	事故シナリオグループ及び重要事故シナリオ		①			
	解析コード		①	-		
	限界温度、限界圧力		①	-		
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失	①	-		
		高圧注水・減圧機能喪失	①			
		全交流動力電源喪失	①			
		崩壊熱除去機能喪失	①			
		原子炉停止機能喪失	①			
		LOCA時注水機能喪失	①			
		格納容器バイパス(ISLOCA)	①			
	CV	過圧・過温破損	①	-		
		DCH	①	-		
		FCI	①			
		MCCI	①			
		水素燃焼	①			
SFP	想定事故1	①	-			
	想定事故2	①	-			
停止時	崩壊熱除去機能喪失	①	-			
	全交流動力電源喪失	①				
	原子炉冷却材の流出	①				
	反応度誤投入	①				
設備・技術的能力	1.0	43条	共通	①	-	
	1.1	44条	ATWS	①	-	
	1.2	45条	高圧時冷却	①		
	1.3	46条	減圧	①		
	1.4	47条	低圧時冷却	①		
	1.5	48条	最終ヒートシンク	①		
	1.6	49条	CV冷却	①		-
	1.7	50条	CV過圧破損防止	①		-
	1.8	51条	CV下部注水	①		-
	1.9	52条	CV水素対策	①		-
	1.10	53条	RB水素対策	①		-
	1.11	54条	SFP	①		-
	1.12	55条	建屋外RI抑制	①		-
	1.13	56条	水源	①		-
	1.14	57条	電源	①		-
	1.15	58条	計装	①		-
	1.16	59条	原子炉制御室	①		-
	1.17	60条	監視測定	①		-
	1.18	61条	緊急時対策所	①		-
1.19	62条	通信連絡	①	-		
2		大規模損壊	①	-		
共通	地質(第38条)		③	2022/3/18	●地質(第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。	
	地震動(第38、39条)		②	2021/7/16	●地震動(第3、4条)を参照。	
	津波(第40条)		②	2021/12/17	●津波(第5条)を参照。	
	火災(第41条)		①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 事業者の意向を踏まえ、浜岡4号を優先して審査を実施中	

※①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

日本原子力発電(株)敦賀発電所2号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和4年7月5日時点】

審査項目		ステータス※	直近の審査会合	現時点における主な論点
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	②	2020/10/30	●K断層の重要施設直下への連続性の評価に係る審査の過程において、評価の妥当性を確認するためのボーリング柱状図の記載が説明がなく削除・変更されていることが確認された。これに対し、令和2年6月の審査会合において、事業者から、ボーリング柱状図の元データとなる調査会社による調査報告書とともに、柱状図変更の経緯、変遷等を含めて説明があった。これに対して、調査会社が作成した申請書案の元データの存否を調査会社にも確認の上明らかにし、資料提出を行うこと、調査会社の調査報告書から申請書に反映すべきデータを事業者として明確にし、それをもとにどのような書き換えがあったのかを報告し直すこと、データ書き換えの不適合管理に係る要因分析等が不足しているため、更に深掘りして検討を行うことなどを求めた。令和2年10月30日の審査会合では、これらの指示に対して、事業者が、評価に必要な柱状図の元データを示し、また、今後は適切な記載の柱状図を提出する方針が示されたことから、敷地内断層の審査を継続することとした。他方で、令和2年10月7日の原子力規制委員会において、事業者による柱状図データ書き換えの原因調査分析の妥当性については、原子力規制検査の中で確認していくこととし、令和3年7月28日の原子力規制委員会でその経過報告を行った。令和3年8月18日の原子力規制委員会において、当該経過報告を踏まえた審査の取扱いについて議論された。その結果、原子力規制検査において、以下の2点を満たす業務プロセスの構築が確認されるまでの間は、審査会合を実施しないこととした。 ①調査データのトレーサビリティが確保されること ②複数の調査手法により評価結果が審査資料に示される場合はその判断根拠が明確にされること ●令和3年10月に実施した原子力規制検査において確認された社内規程等の要改善点について、事業者から、改善活動が終了したとの連絡があったため、令和4年5月24、25日に事業者の本店において検査を実施した。今後、引き続き、上記の観点について確認していく。
	敷地周辺の地質・地質構造	①	-	
地震動 (第3、4条)	地下構造	①	-	
	震源を特定して策定する地震動	②	2019/12/13	●事業者は浦底断層による地震動評価について、不確かさに加えて十分な余裕を確保するとしているが、既許可サイトと同様の項目かつ、同様のレベル親の不確かさしか考慮していない。これに対して、浦底断層から200m程度の位置に重要施設が建設されているという特殊性から、更に踏み込んだ検討を行うことも考えるよう求めている。震源断層モデルの設定、不確かさとして考慮するパラメータの設定も含めて震源極近傍の地震動評価としてどのような保守性まで見込むのかについて、今後、事業者から説明を受け、内容を確認していく。
	震源を特定せず策定する地震動	①	-	
	基準地震動	①	-	
	地盤・斜面の安定性	①	-	●敷地内破砕帯の活動性評価、浦底断層による地震動評価から審議
	耐震設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
津波(第5条)	地震による津波	①	-	
	地震以外による津波	①	-	●敷地内破砕帯の活動性評価、浦底断層による地震動評価から審議
	基準津波	①	-	
	耐津波設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
竜巻(第6条)	①	-		
火山事象 (第6条)	火山事象	①	-	●敷地内破砕帯の活動性評価、浦底断層による地震動評価から審議
	火山事象に対する設計方針	①	-	
外部火災(第6条)	①	-		
その他自然現象と人為事象(第6条)	①	-		
不法な侵入(第7条)	①	-		
内部火災(第8条)	①	-		
内部溢水(第9条)	①	-		
誤操作の防止(第10条)	①	-		
安全避難通路(第11条)	①	-		
安全施設(第12条)	①	-		
全交流電源喪失(第14条)	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	
SFP(第16条、23条)	①	-		
RCPB(第17条)	①	-		
安全保護回路(第24条)	①	-		
原子炉制御室(第26条)	①	-		
監視設備(第31条)	①	-		
保安電源(第33条)	①	-		
緊急時対策所(第34条)	①	-		
通信連絡設備(第35条)	①	-		

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリストに用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステータスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステータスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステータス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点		
有効性評価 (37条)	PRA	Lv 1	①	-		
		Lv 1.5	①			
		停止時	①			
		地震	①			
		津波	①			
	事故シナリオグループ及び重要事故シナリオ	①				
	解析コード	①	-			
	限界温度、限界圧力	①	-			
	炉心	2次冷却系からの除熱機能喪失	①	-		
		全交流動力電源喪失	①			
		原子炉補機冷却機能喪失	①			
		原子炉格納容器の除熱機能喪失	①			
		原子炉停止機能喪失	①			
		ECCS注水機能喪失	①			
		ECCS再循環機能喪失	①			
	格納容器バイパス(インターフェイスシステム LOCA、蒸気発生器伝熱管破損)	①				
	CV	過圧破損	①	-		
		過温破損	①	-		
		DCH	①	-		
		FCI	①			
MCCI		①				
SFP	水素燃焼	①	-			
	想定事故1	①	-			
停止時	想定事故2	①	-			
	崩壊熱除去機能喪失	①	-			
	全交流動力電源喪失	①				
	原子炉冷却材の流出	①				
反応度誤投入	①					
設備・技術的能力	1.0	43条	共通	①	-	
	1.1	44条	ATWS	①	-	
	1.2	45条	高圧時冷却	①		
	1.3	46条	減圧	①		
	1.4	47条	低圧時冷却	①		
	1.5	48条	最終ヒートシンク	①		
	1.6	49条	CV冷却	①	-	
	1.7	50条	CV過圧破損防止	①	-	
	1.8	51条	CV下部注水	①	-	
	1.9	52条	CV水素対策	①	-	
	1.10	53条	RB水素対策	①	-	
	1.11	54条	SFP	①	-	
	1.12	55条	建屋外RI抑制	①	-	
	1.13	56条	水源	①	-	
	1.14	57条	電源	①	-	
	1.15	58条	計装	①	-	
	1.16	59条	原子炉制御室	①	-	
	1.17	60条	監視測定	①	-	
	1.18	61条	緊急時対策所	①	-	
	1.19	62条	通信連絡	①	-	
2		大規模損壊	①	-		
共通	地質(第38条)			②	2020/10/30	●地質(第3、4条) 敷地の地質・地質構造を参照。
	地震動(第38、39条)			②	2019/12/13	●地震動(第3、4条)を参照。
	津波(第40条)			①	-	●津波(第5条)を参照。
	火災(第41条)			①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示

※①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

中国電力(株)島根原子力発電所3号炉設置変更許可申請(本体施設)に係る審査状況【令和4年7月5日時点】

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点	
設計基準対象施設関係	地質(第3、4条)	敷地の地質・地質構造	①	-	●令和4年6月29日に、申請書の補正がなされた。これは、島根2号炉の許可を踏まえ、自然ハザード(地盤、津波、火山、竜巻、耐震設計、耐津波設計)に係る内容を最新化するとともに、同時被災の考慮及び添付書類十一(品質管理に必要な体制の整備に関する説明書)を追加するもの。今後、事業者は解析コード(LANCR/AETNA)の妥当性について説明を始めたいとしている。
		敷地周辺の地質・地質構造	①	-	
	地震動(第3、4条)	地下構造	①	-	
		震源を特定して策定する地震動	①	-	
		震源を特定せず策定する地震動	①	-	
		基準地震動	①	-	
		地盤・斜面の安定性	①	-	
		耐震設計方針	①	-	
	津波(第5条)	地震による津波	①	-	
		地震以外による津波	①	-	
		基準津波	①	-	
		耐津波設計方針	①	-	
	竜巻(第6条)		①	-	
	火山事象(第6条)	火山事象	①	-	
		火山事象に対する設計方針	①	-	
	外部火災(第6条)		①	-	
	その他自然現象と人為事象(第6条)		①	-	
	不法な侵入(第7条)		①	-	
	内部火災(第8条)		①	-	
	内部溢水(第9条)		①	-	
	誤操作の防止(第10条)		①	-	
	安全避難通路(第11条)		①	-	
	安全施設(第12条)		①	-	
	全交流電源喪失(第14条)		①	-	
	SFP(第16条、23条)		①	-	
	RCPB(第17条)		①	-	
	安全保護回路(第24条)		①	-	
原子炉制御室(第26条)		①	-		
監視設備(第31条)		①	-		
保安電源(第33条)		①	-		
緊急時対策所(第34条)		①	-		
通信連絡設備(第35条)		①	-		

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
 (注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
 (注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
 (注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
 (注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査項目			ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点	
有効性評価 (37条)	PRA	Lv 1	①	-		
		Lv 1.5	①			
		停止時	①			
		地震	①			
		津波	①			
	事故シナリオグループ及び重要事故シナリオ		①			
	解析コード		①	-		
	限界温度、限界圧力		①	-		
	炉心	高圧・低圧注水機能喪失	①	-		
		高圧注水・減圧機能喪失	①			
		全交流動力電源喪失	①			
		崩壊熱除去機能喪失	①			
		原子炉停止機能喪失	①			
		LOCA時注水機能喪失	①			
		格納容器バイパス(ISLOCA)	①			
	CV	過圧・過温破損	①	-		
		DCH	①	-		
		FCI	①			
		MCCI	①			
		水素燃焼	①			
	SFP	想定事故1	①			-
		想定事故2	①	-		
	停止時	崩壊熱除去機能喪失	①	-		
		全交流動力電源喪失	①			
		原子炉冷却材の流出	①			
		反応度誤投入	①			
	設備・技術的能力	1.0	43条	共通		①
1.1		44条	ATWS	①	-	
1.2		45条	高圧時冷却	①		
1.3		46条	減圧	①		
1.4		47条	低圧時冷却	①		
1.5		48条	最終ヒートシンク	①		
1.6		49条	CV冷却	①		-
1.7		50条	CV過圧破損防止	①		-
1.8		51条	CV下部注水	①		-
1.9		52条	CV水素対策	①		-
1.10		53条	RB水素対策	①		-
1.11		54条	SFP	①		-
1.12		55条	建屋外RI抑制	①		-
1.13		56条	水源	①		-
1.14		57条	電源	①		-
1.15		58条	計装	①		-
1.16		59条	原子炉制御室	①		-
1.17		60条	監視測定	①		-
1.18		61条	緊急時対策所	①		-
1.19		62条	通信連絡	①		-
2		大規模損壊	①	-		
共通	地質(第38条)		①	-		
	地震動(第38、39条)		①	-		
	津波(第40条)		①	-		
	火災(第41条)		①	-		

●令和4年6月29日に、申請書の補正がなされた。これは、島根2号炉の許可を踏まえ、自然ハザード(地盤、津波、火山、竜巻、耐震設計、耐津波設計)に係る内容を最新化するとともに、同時被災の考慮及び添付書類十一(品質管理に必要な体制の整備に関する説明書)を追加するもの。今後、事業者は解析コード(LANCR/AETNA)の妥当性について説明を始めたいとしている。

※①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
(注4)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表 (特定重大事故等対処施設)

- ・ 東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 . . . 2 6
- ・ 中国電力(株)島根原子力発電所 2 号炉 2 7
- ・ 東北電力(株)女川原子力発電所 2 号炉 2 8

※ 1 申請順に記載

※ 2 電源開発(株)大間原子力発電所及び北海道電力(株)泊発電所 3 号炉については、前回（令和 4 年 4 月 6 日第 1 回原子力規制委員会）報告時から変更等がないため、省略する。

審査進捗状況表

東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉設置変更許可申請(特定重大事故等対処施設)に係る審査状況【令和4年7月5日時点】

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点		
特定重大事故等対処施設	地質 (第38、39条)	敷地の地質・地質構造	④	2021/12/24		
	地震動 (第38、39条)	基準地震動	①⇒④	2022/4/28	●令和4年3月23日の原子力規制委員会において、既許可の施設等については標準応答スペクトルに基づく評価結果を基準地震動として追加する必要はないとの判断がなされた。令和4年4月28日の審査会合において、新たに許可の対象となる特定重大事故等対処施設について、耐震設計方針を明確化した上で、標準応答スペクトルに基づく地震動を基準地震動として策定する必要がないことについて、事業者からおおむね妥当な説明がなされたことから、当該事項をおおむね審査済とした。	
		地盤・斜面の安定性	③⇒④	2022/4/28	●令和4年4月28日の審査会合において、新たに設定する新期砂層・沖積層の解析用物性値の扱いについて事業者の評価上の考え方が示され、特定重大事故等対処施設に係る基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価の結果がおおむね妥当であること、既許可施設における最終評価結果にも影響がないことについて、事業者からおおむね妥当な説明がなされたことから、当該事項をおおむね審査済とした。	
		耐震設計方針	④	2021/3/18		
	津波 (第40条)	耐津波設計方針	④	2021/9/30		
	火災 (第41条)		④	2022/2/17		
	共通設計方針 (第43条第1項及び第2項)		④	2020/1/30		
	特重施設 (第42条)	故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項 (第1号)		④	2022/2/17	
		設備 (第2号)	原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能	④	2021/5/27	
			炉内熔融炉心の冷却機能	④	2021/12/14	
CV内熔融炉心の冷却機能			④	2021/12/14		
CVの冷却・減圧・放射性物質低減機能			④	2021/12/14		
CVの過圧破損防止機能			④	2022/2/17		
水素爆発によるCV破損防止機能			④	2021/12/14		
電源設備			④	2021/5/27		
計装設備			④	2021/9/30		
通信連絡設備			④	2020/6/25(書面)		
緊急時制御室			④	2021/5/27		
使命期間(第3号)		④	2021/5/27			
効果の評価(主に第2号)		④	2021/12/14			
技術的能力	1.0	共通	④	2021/9/30		
	2.2	準備操作	④	2021/12/14		
		減圧	④	2021/12/14		
		炉内熔融炉心冷却	④	2021/9/30		
		CV内熔融炉心冷却	④	2021/9/30		
		CV冷却・減圧	④	2021/12/14		
		CV過圧破損防止	④	2022/2/17		
		CV水素対策	④	2021/12/14		
		サポート機能(電源)	④	2021/3/4		
		サポート機能(計装)	④	2021/9/30		
		サポート機能(通信連絡)	④	2021/3/4		
		緊急時制御室	④	2021/3/4		

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
 (注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
 (注2)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
 (注3)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

中国電力(株)島根原子力発電所2号炉設置変更許可申請(特定重大事故等対処施設)に係る審査状況【令和4年7月5日時点】

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点		
特定重大事故等対処施設	地質 (第38、39条)	敷地の地質・地質構造	①	-	●申請内容を確認中であり、今後審査会合を実施する。	
	地震動 (第38、39条)	地盤・斜面の安定性	①	-		
		耐震設計方針	①	-		
	津波 (第40条)	耐津波設計方針	①	-		
	火災 (第41条)		①	-		
	共通設計方針 (第43条第1項及び第2項)		①	-		
	特重施設 (第42条)	故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項 (第1号)		①	-	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。
		設備 (第2号)	原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能	①⇒③	2022/5/24	
			炉内溶融炉心の冷却機能	①⇒③	2022/5/24	
			CV内溶融炉心の冷却機能	①⇒③	2022/5/24	
			CVの冷却・減圧・放射性物質低減機能	①⇒③	2022/5/24	
			CVの過圧破損防止機能	①	-	
			水素爆発によるCV破損防止機能	①	-	
			電源設備	①	-	
			計装設備	①	-	
			通信連絡設備	①	-	
			緊急時制御室	①	-	
		使命期間(第3号)		①	-	
	効果の評価(主に第2号)		①	-		
	技術的能力	1.0	共通	①	-	●申請内容を確認中であり、今後審査会合を実施する。
2.2		準備操作	①	-		
		減圧	①	-		
		炉内溶融炉心冷却	①	-		
		CV内溶融炉心冷却	①	-		
		CV冷却・減圧	①	-		
		CV過圧破損防止	①	-		
		CV水素対策	①	-		
		サポート機能(電源)	①	-		
		サポート機能(計装)	①	-		
		サポート機能(通信連絡)	①	-		
緊急時制御室		①	-			

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
 (注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
 (注2)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
 (注3)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

審査進捗状況表

東北電力(株)女川原子力発電所2号炉設置変更許可申請(特定重大事故等対処施設)に係る審査状況【令和4年7月5日時点】

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点		
特定重大事故等対処施設	地質 (第38、39条)	敷地の地質・地質構造	①⇒②	2022/6/24	●令和4年6月24日の審査会合において、新規基準適合性審査時には確認されていなかった断層について審議した。当該断層評価にあたって、十分なデータや根拠が示されていないことから、追加提出するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。	
	地震動 (第38、39条)	地盤・斜面の安定性	①	-		
		耐震設計方針	①	-	●申請内容を確認中であり、今後審査会合を実施する。	
	津波 (第40条)	耐津波設計方針	①⇒②	2022/4/28	●令和4年6月8日 第16回原子力規制委員会臨時会議において、津波による敷地の浸水に対する機能維持の方針について確認を行い、現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。	
	火災 (第41条)		①	-		
	共通設計方針 (第43条第1項及び第2項)	①	-	●申請内容を確認中であり、今後審査会合を実施する。		
特定重大事故等対処施設	特重施設 (第42条)	故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項 (第1号)	①⇒②	2022/4/28	●特定重大事故等対処施設を構成する設備の一部について、故意による大型航空機の衝突に対する防護方針の説明を求めている。引き続き、事業者から説明を受け、内容を確認していく。	
		設備 (第2号)	原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能	①⇒③	2022/5/24	●現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。
			炉内溶融炉心の冷却機能	①⇒③	2022/5/24	
			CV内溶融炉心の冷却機能	①⇒③	2022/5/24	
			CVの冷却・減圧・放射性物質低減機能	①⇒③	2022/5/24	
			CVの過圧破損防止機能	①	-	
			水素爆発によるCV破損防止機能	①	-	
			電源設備	①	-	
			計装設備	①	-	
			通信連絡設備	①	-	
			緊急時制御室	①	-	
		使命期間(第3号)	①	-		
		効果の評価(主に第2号)	①	-		
		技術的能力	1.0	共通	①	-
準備操作	①			-		
減圧	①			-		
炉内溶融炉心冷却	①			-		
CV内溶融炉心冷却	①			-		
CV冷却・減圧	①			-		
CV過圧破損防止	①			-		
CV水素対策	①			-		
サポート機能(電源)	①			-		
サポート機能(計装)	①			-		
サポート機能(通信連絡)	①			-		
緊急時制御室	①			-		

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
 (注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。
 (注2)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。
 (注3)ステイタス欄及び直近の審査会合欄の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会合における論点を示す。

新規制基準適合性審査における主な審査状況(設置変更許可)

参考資料1
令和4年7月5日現在

		PWR		敦賀2		島根3		浜岡4		浜岡3		東通		志賀2		大間			
		泊1, 2		泊3		島根3		浜岡4		浜岡3		東通		志賀2		大間			
地震・津波	地質	敷地の地質・地質構造		おおむね審議済		審議中(敷地内破砕帯の活動性評価)		審議中(敷地内破砕帯の活動性評価)		おおむね審議済		審議中(敷地内破砕帯の活動性評価)		審議中(敷地内破砕帯の活動性評価)		審議中(敷地内破砕帯の活動性評価)			
		敷地周辺の地質・地質構造		おおむね審議済				おおむね審議済		おおむね審議済		審議中		おおむね審議済					
	地震動	地下構造		おおむね審議済				おおむね審議済		おおむね審議済		おおむね審議済		審議中(内陸地殻内地震)		審議中			
		震源を特定して策定する地震動		おおむね審議済		審議中(浦底断層による地震動評価)		おおむね審議済		おおむね審議済		審議中		審議中		審議中			
		震源を特定せず策定する地震動		審議中															
		基準地震動		審議中															
	津波	地震による津波		審議中(日本海東縁部に想定される地震による津波の再評価、積丹半島北西沖の断層による津波評価)		審議中(浦底断層による地震動評価、浦底断層による地震動評価から審議)		審議中(プレート間地震による津波評価)		おおむね審議済		※敷地内破砕帯の活動性評価から審議		おおむね審議済		おおむね審議済			
		地震以外による津波		おおむね審議済				審議中		審議中				おおむね審議済		おおむね審議済			
		基準津波		審議中(日本海東縁部に想定される地震による津波の再評価、積丹半島北西沖の断層による津波評価)						審議中									
	地盤・斜面の安定性																		
火山事象		審議中(火山活動の可能性評価、降下火砕物の層厚の再評価)																	
プラント	耐震設計方針		審議中(防潮堤等に関する耐震設計方針)																
	耐津波設計方針		審議中(防潮堤等に関する耐津波設計方針)																
	DB	外部事象	竜巻に対する設計方針		おおむね審議済 ※耐津波設計方針の審査状況等を踏まえつつ、令和3年10月1日に提出されたまとめ資料を順次確認していく。		概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示		概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※島根2号の知見を反映して審査を行う		概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※浜岡4を優先して審査を実施中		概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※プラント側の審査資料の準備には時間を要する見込みであり、女川2号炉の特定重大事故等対処施設に係る申請への対応を優先して進めたいとの意向が表明されている		概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示		概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ※先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示		
			火山に対する設計方針																
			外部火災に対する設計方針																
		その他自然現象等に対する設計方針																	
	内部火災																		
	内部溢水																		
	安全施設等																		
	有効性評価	炉心損傷防止																	
		格納容器破損防止																	
		使用済燃料貯蔵槽																	
		停止時																	
		シーケンス選定																	
		解析コード																	
SA		停止失敗時未臨界確保																	
		炉心冷却(高圧冷却、減圧、低圧冷却)																	
		最終ヒートシンク																	
		格納容器(冷却、過圧破損防止、下部注水)																	
	水素対策(格納容器、原子炉建屋)																		
	使用済燃料貯蔵槽																		
設備・手順	緊急時対策所																		
	その他(監視測定、通信連絡等)																		
	大規模損壊																		
	技術的能力																		
備考																			

注)おおむね審議済であっても、審査の過程で追加の課題が出てくることも有り得る。

空欄:未審議のもの 一部着手:一部の論点について議論を開始したもの(括弧書きは着手した論点) 審議中:一通り審議を開始したもの(括弧書きは主要な論点)

設置変更許可申請以外の審査における主な課題とその審査の現状

参考資料2

【本体施設】

○設計及び工事の計画の認可

令和4年7月5日

	主な課題	審査の現状	備考
柏崎刈羽 6・7号	—	7号機については、令和2年10月14日に認可した。 6号機については、平成29年12月27日の設置変更許可を踏まえた補正がなされていない。	
島根 2号	—	令和3年9月15日の新規制基準適合に係る設置変更許可を踏まえ、同年10月1日、12月22日、令和4年3月28日及び5月25日に基本設計方針等の本文や建物の耐震評価等の一部について4回目までの補正がなされており、審査を進めている。今後、令和4年7月、9月及び12月にそれら以外の内容に関する補正が提出される見込みである。	全7回の補正を令和4年12月までに提出予定。

○保安規定変更認可

	主な課題	審査の現状	備考
柏崎刈羽 6・7号	—	7号機については、令和2年10月30日に認可した。 6号機については、まだ申請がなされていない。	
女川2号	—	令和4年6月30日に、新規制基準適合に係る設置変更許可、設計及び工事の計画の認可等を反映した補正がなされた。今後、審査を進めていく。	

【特定重大事故等対処施設】

○設計及び工事の計画の認可

	主な課題	審査の現状	備考
東海第二	—	令和4年2月28日に第1回申請、同年4月28日に第2回申請があり、同年4月19日、5月24日及び7月5日の審査会合において、申請概要等の説明を聴取したところ。引き続き、審査会合において航空機衝突影響評価等の内容について確認していく。	全4分割申請予定。

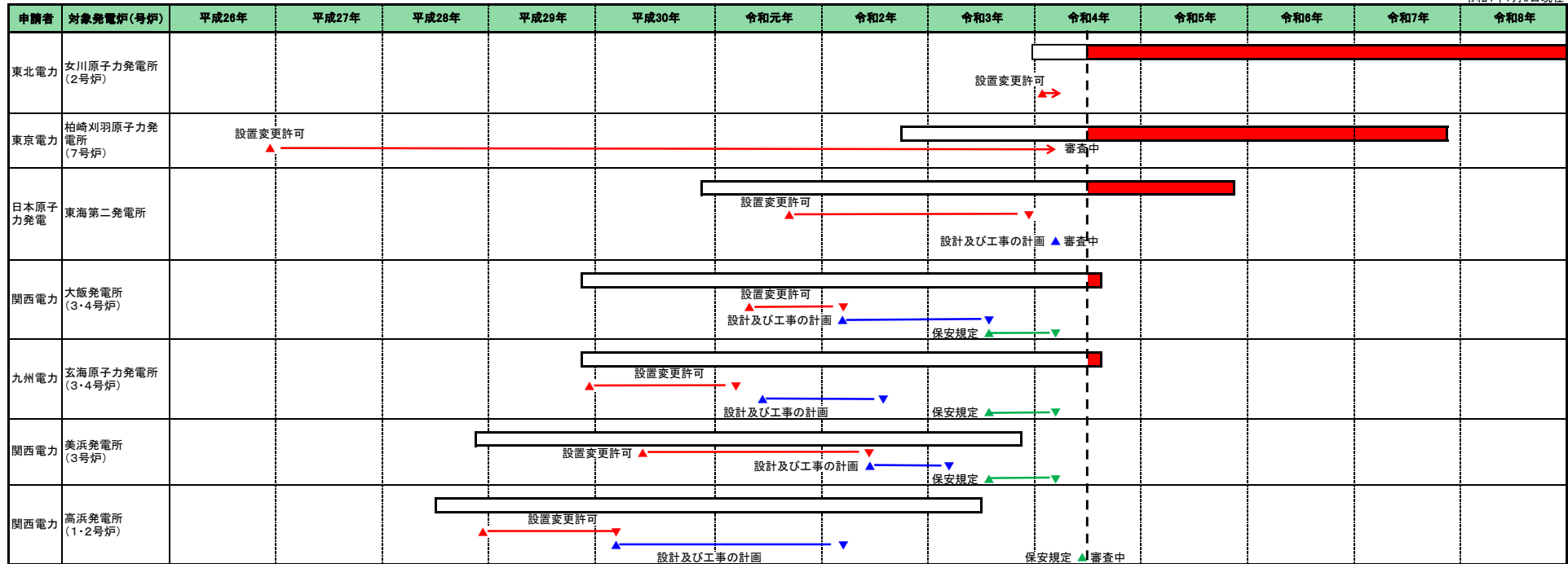
○保安規定変更認可

	主な課題	審査の現状	備考
高浜 1・2号	—	令和4年5月23日に申請があり、今後、審査会合を開催する。	

特定重大事故等対処施設に係る経過措置期間

参考資料3

令和4年7月5日現在



凡例

